

只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 只見町における再生可能エネルギーの地産地消を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全についての意識啓発や災害時の電源確保等を図る目的で、住宅用太陽光発電システム等（以下「システム」という。）を設置する者に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象機器、補助金額等)

第2条 補助対象機器及び補助金額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものとする。

- (1) 設置前において使用に供されていないもの
- (2) 設備更新等によるものではないこと

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、当該年度内に自らが居住する、又は居住しようとする町内の住宅へのシステムの設置を完了できる者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 電力会社と電灯契約を締結している、又は締結する予定であること
- (2) 設置する住宅が、自らの住居（店舗等との併用住宅等を含む。）として使用されているもの又は使用される予定のものであること
- (3) 補助対象者及び同居する世帯員が町税等（転入予定の者にあつては、転入前の住所地の町税等）の滞納がないこと
- (4) 過去に太陽光発電システム等に関し、町から補助金の交付を受けていない者（同居するすべての者を含む）
- (5) 設置する住宅が補助金の交付を受ける対象者の所有でない場合は、所有者から書面による設置の承諾を受けていること

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、設備を設置する前に只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着手前の写真
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様の分かる書類

(5) 町税を滞納していないことを証した納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定したうえで、只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)で、申請書の内容を変更するとき又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに、只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金変更・中止承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第7条 前条の変更承認申請書の提出があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付の決定を只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金変更・中止承認決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(工事着工届の提出)

第8条 補助対象者は、第5条又は前条の補助金交付決定を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付決定年月日から起算して2か月以内に只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金工事着工届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(対象システムの設置)

第9条 補助対象者は、交付決定の日に属する年度の3月10日までに、工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、当該事業が完了した日から起算して14日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに只見町住宅用太陽光発電システム等設置実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) システムの設置の状況を確認することができる写真

(2) システムの設置費に係る領収書の写し

(3) 電力会社との関係書類

ア 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合は、電力会社との電力受給契約確認書の写し

イ 固定価格買取制度以外に基づく余剰売電の場合は、電力会社との受給契約を結んだことが分かる書類の写し

ウ 自家消費の場合は、系統連系承諾書

(4) 竣工検査の試験記録書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の請求)

第11条 補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、工事が完了した場合は、前条の実績報告書に併せ、只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、第10条の実績報告書を受領したときは速やかにその内容を審査し、報告の内容が補助金交付の条件に適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(処分の制限)

第13条 補助対象者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第9号)を提出し、承認を受けなければならない。

(定期報告等)

第14条 町長は、補助対象者に対し、システムの設置後2年間、年間発電量等が分かる資料の提出を求めることが出来る。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

| 補助金対象システム | 補助対象要件 | 補助金額 |
|-----------|---|--|
| 太陽光発電システム | 只見町に有する住宅の屋根等に設置され、太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであり、最大出力が10kW未満である装置であること。 | 50,000 円に補助対象システムの最大出力（単位は kW で表示するものとし、小数点以下 2 桁未満の値があるときは、2 桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が 4 kW を超えるシステムについては 4 kW とする。）を乗じて得た額とし、限度額は 200,000 円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |
| 蓄電池システム | 補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること。また、太陽光発電システムを設置しており、蓄電池システムから供給される電力が、住居で消費されていること。 | 20,000 円に補助対象システムの蓄電容量（単位は kWh で表示するものとし、小数点以下 2 桁未満の値があるときは、2 桁未満を四捨五入して得た値であって、6 kWh を超えるシステムについては 6 kWh とする。）を乗じて得た額とし、限度額は 120,000 円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |